

第4回智頭町議会定例会会議録

平成27年12月10日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第95号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第10. 議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第101号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第12. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第13. 議案第103号 字の区域の変更について
- 第14. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）

- 第 5. 議案第95号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 第 6. 議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 7. 議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 8. 議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
3号)
- 第 9. 議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第10. 議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す
る条例の一部改正について
- 第11. 議案第101号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第12. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第13. 議案第103号 字の区域の変更について
- 第14. 陳情について

1. 会議に出席した議員 (11名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 高橋達也 | 2番 大藤克紀 |
| 3番 岩本富美男 | 4番 中野ゆかり |
| 5番 平尾節世 | 6番 谷口雅人 |
| 7番 岸本眞一郎 | 9番 徳永英太郎 |
| 10番 石谷政輝 | 11番 大河原昭洋 |
| 12番 酒本敏興 | |

1. 会議に欠席した議員 (1名)

- 8番 南 肇

1. 会議に出席した説明員 (17名)

- 町 長 寺谷誠一郎

副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
病院事業管理者	安藤嘉美
総務課長	葉狩一樹
企画課長	河村実則
税務住民課長	矢部 整
教育課長	西沖和己
地域整備課長	草刈英人
山村再生課長	上月光則
地籍調査課長	岡田光弘
福祉課長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	江口礼子
福祉課参事	小谷いづ美
会計課長	矢部久美子
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 寺坂英之
書記 塚越奈緒子

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回智頭町議会定例会を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、大藤克紀議員、3番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

同和問題調査特別委員会委員長の辞任及び選任について報告します。

去る12月3日に同和問題調査特別委員会が開催され、12月3日付、谷口雅人委員長より提出されました辞職願が承認されました。

欠員になった委員長について、互選の結果、委員長に高橋達也議員が改めて選任されました。

今期定例会の説明員につきましては、12月3日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第94号から日程第13．議案第103号まで 10案

一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）から日程第13、議案第103号 字の区域の変更についてまでの10議案を一括して議題とします。

なお、本日は議案に対する質疑のみとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただきまことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第94号から議案第98号までは補正予算についてであります。

議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

総務費の一般管理費では児童手当等の職員手当及び旅費の増額を、まちづくり事務費では職員の人件費及び東部広域行政管理組合運営費負担金の増額を、地域情報化推進事業では光電話等の新設・移設手数料の増額のほか光ケーブル共架柱移転に要する経費をそれぞれ計上しています。

また、地域活性化推進費の空き校舎利用推進事業では山郷地区公民館の旧山郷小学校への移転に伴う事務所及び調理室の改修に要する経費を、諸費では町税還付金のほか国及び県補助金額の確定による地域子育て支援拠点施設事業費の返納金を、選挙管理委員会費では選挙権年齢の引き下げに伴うシステム改修委託料をそれぞれ措置しています。

民生費の社会福祉総務費では出産一時金等の見込み増に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金を、臨時福祉給付金給付事業では対象者増に伴う補助金をそれぞれ計上しています。

老人福祉費では、老人保護措置入所者の増に伴う委託料の増額のほか、介護保険事業特別会計への繰出金をそれぞれ計上しています。

特別医療費では特別医療助成費の見込み増に伴う経費を、同和対策費では工事請負費の増額をそれぞれ措置しています。

森のようちえん事業では森のようちえん支援事業補助金が事業主体への直接補助となったことによる減額を、保育園事務費ではほのぼの保育所広域入所負担金の増額を、保育園建設事業では建設用地内の物件移転補償費の増額を、諏訪保育園及びあたご保育園事務費では人事異動に伴う人件費の調整をそれぞれ措置しています。

また、母子父子生活支援事業では母子生活支援施設利用者増に伴う扶助費の増額、生活保護扶助費では医療扶助対象者の増加が見込まれることから扶助費の増額をそれぞれ措置しています。

衛生費の環境衛生費では火葬件数の見込み増に伴い火葬業務に要する経費の増額を、じん芥処理費では新可燃物処理施設の送電線接続に係る東部広域行政管理組合負担金を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では智頭町農業団地センター生産加工室の備品交換に係る経費を、地域農業振興プラン支援事業では親元への就農促進支援の経費を、農業集落排水費では消費税及び地方消費税の増額に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金をそれぞれ措置しています。

商工費の商工振興費では、旧町民体育館の天井修理に要する経費のほか地域おこし協力隊が起業に必要な経費に要する補助金を、観光施設管理事業では臨時修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

土木費のふるさと土木整備事業では工事請負費の増額を、下水道事業費では消費税及び地方消費税の増額に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

教育費の中央公民館費では修繕の増額を、歴史の道整備活用推進事業では法面保護による工事請負費の増額を、また石谷邸保存活用整備事業では施設修繕料の増額をそれぞれ措置しています。

体育施設管理費では旧山形小学校体育館の雨漏り箇所の増加に伴う工事請負費の増額のほか、智頭温水プールの修繕工事に伴う休業補償を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は4,257万円であり、補正後の予算総額は70億6,258万5,000円となります。

議案第95号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、平成26年度療養給付費等負担金の確定に伴う国への償還金を、出産育児一時金、葬祭費については件数の見込み増に伴う増額をそれぞれ措置しています。

議案第 96 号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は人件費の減額のほか、中間申告支払額の確定に伴う消費税及び地方消費税の増額をそれぞれ措置しています。

議案第 97 号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算は、中間申告支払額の確定に伴い、消費税及び地方消費税の増額を措置しています。

議案第 98 号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は介護予防教室参加者増に伴う委託料の増額のほか、平成 26 年度介護給付費負担金等の国・県補助金等の精算に係る返納金をそれぞれ措置しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第 99 号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町独自の利用について新たな条例を制定するものです。

議案第 100 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、共済組合の組合員であった者に対して行う年金たる補償及び休業補償に係る支給額の調整率を定めるため改正するものです。

議案第 101 号 智頭町税条例の一部改正につきましては、個人町民税の寄附金控除の対象となる寄附金に特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対する寄附金を加えるとともに、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、個人番号または法人番号等の所要の規定の整備を行うものです。

議案第 102 号 字の区域の変更につきましては、奥本地内の地籍調査事業実施に伴い、奥本地内の字の区域を一部変更するものです。

議案第 103 号 字の区域の変更につきましては、芦津地内の地籍調査事業実施に伴い、芦津地内の字の区域を一部変更するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第94号から日程第13、議案第103号までの10議案の質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補正予算をお願いします。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書1ページ目でございます。議案第94号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第4号）。前もって配付いたしております平成27年度12月補正予算概要、これをごらんいただきたいと思っております。これをもとに概要説明をさせていただきたいと思っております。この表の左の端の数字は、補正予算書のページ数でございます。あわせて、補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、概要書は1ページでございます。補正予算書は11ページをごらんいただきたいと思っております。

議会費では、委員会構成変更に伴います報酬の増額を行っております。

一般管理費では、先ほど町長が提案理由で述べましたが、児童手当等の実績増に伴う職員手当及び旅費の増額をそれぞれ措置いたしております。

それから、まちづくり推進費であります。これも先ほど提案理由にもありましたが東部広域行政管理組合運営費負担金の増額を、それから地域情報化推進事業では告知端末機等の移設・新設の手数料のほか、光ケーブル等の移転補償費をそれぞれ措置いたしております。

続きまして、補正予算書は12ページでございます。地域活性化推進事業の空き校舎等利活用推進事業につきましては、提案理由でありましたが、平成28年度から旧山郷小学校へ山郷地区公民館が移転いたします。この関係で、事務室及び調理室の改修につきまして、空き校舎等利活用実践事業費補助金として措置いたしております。

また、諸費につきましては、町県民税還付金のほか国県補助金額の確定により

まず地域子育て支援拠点施設事業の返還金をそれぞれ措置いたしております。

同じく12ページでございます。選挙管理委員会費につきましては、選挙権年齢の引き下げに伴いますシステムの改修費を措置いたしております。

補正予算書は13ページをお願いいたします。概要書は同じく1ページでございます。

社会福祉総務費では、提案理由にもありましたが臨時福祉給付金対象者の増によります給付金の増額をいたしております。繰出金につきましては国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額、それから老人福祉費では入所者増に伴います老人保護措置費、委託料の増額のほか、介護保険特別会計への繰出金をそれぞれ措置いたしております。

また、特別医療費につきましては、これも提案理由にもありましたが実績見込みに伴います特別医療費の増額を、それから同和対策費では久志谷共同作業場の解体工事に伴いますアスベストがありましたので、これの処理のため工事請負費の増額をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書は同じく13ページから14ページにわたります。

まず、子育て支援推進費につきましては、提案理由にもありましたが森のようちえん支援事業補助金が県の直接補助に変更になったために、ここでは減額措置をいたしております。

保育園費につきましては、ほのぼの保育所広域入所負担金の増額を措置いたしております。

補正予算の14ページをごらんください。概要書は2ページでございます。

これは保育園費の続きでございますが、保育園建設費につきましては建設用地内の物件移転に伴います補償費の増額のほか、諏訪、あたご保育園の人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

母子父子生活支援事業では、母子生活支援施設利用者の増に伴います扶助費の増額を、それから生活保護の扶助費につきましては、これも提案理由にもありましたが、実績見込みに伴います扶助費の増額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は15ページでございます。環境衛生費の火葬場管理事業では、火葬件数の増加見込みに伴います所要の経費を増額いたしております。

じん芥処理費では、新可燃物処理施設に係る送電線接続のための負担金の増額ということでそれぞれ措置をいたしております。

次に、農業振興費につきましては、これも提案理由にもありましたが、農業団地センターのみそ加工機の購入に要する経費を措置いたしております。

補正予算書は16ページをごらんください。農業振興費の続きですが、地域農業振興プラン支援事業といたしまして、これは新規事業でございます。親元就農促進支援交付金を措置いたしております。

農業集落排水費では、消費税の確定によります特別会計への繰出金をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は17ページでございます。概要書は2ページから3ページにかけてでございます。

商工振興費につきましては、これも提案理由にもありましたが、旧町民体育館の2階天井の修繕に要する経費のほか、期間が終了いたしました地域おこし協力隊員が本町において起業するための補助金をそれぞれ措置いたしております。

概要書は3ページをごらんください。観光施設管理事業では、観光施設の臨時修繕料の増額を措置いたしております。

次に、補正予算書は18ページでございます。これも提案理由にもありましたが、道路新設改良費のふるさと整備土木事業では事業費の増額を、下水道事業費につきましては、消費税の確定等による公共下水道事業特別会計繰出金をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書19ページでございます。中央公民館管理事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、総合センター大集会室の床修繕に要する経費のこれは増額を、それから補正予算書20ページにわたりますが、文化財整備活用の歴史の道整備活用推進事業では法面保護のための工事請負費の増額を、それから石谷邸の保存活用整備事業につきましてはトイレの修繕に要する経費、これをそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は20ページでございます。体育施設費につきましては、提案理由にもありました旧山形小学校体育館の雨漏り修繕に伴う工事請負費の増額のほか、智頭温水プールの修繕工事に伴います休業補償費をそれぞれ措置いたしております。

以上、合計が4,257万円の補正の増額となっております。

財源といたしましては、補正予算書2ページにありますとおり分担金及び負担金から使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町

債をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から商工費、土木費から教育費の4区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 13ページのほのぼのに対する広域入所負担金です。これで概要書で見ると、その他のところで1,021万入ってるんです。これは鳥取市から子どもが通ってるので、これは鳥取市が負担しているという金額でしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 町外からの広域入所ということで、具体的には鳥取市でありますとか西粟倉村、八頭町、ここらから通ってくる対象者に係る経費を指すものでございます。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） これで補正ですが、人数的に当初見込みよりふえたから補正をしているということだと思んですが、今現在これは対象人数はどのくらいでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 合計で町外からの対象児童が6名、智頭町の保育所に通っておるということでございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 13ページのあたご保育園事務費で、この理由なんですけど、臨時保育士の賃金の調整というふうに書いてありますけれども、理由のほうに増と書いてありますけれども、経費は減っているのはこの理由はどういうことなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 理由は二つございます。当初に産休・育休明けの保育士が本来あたごに所属しておったんですが、これを諏訪保育園に配置したということ。それから乳児保育、この利用者、対象児童が増加したことよっての臨時保育士の雇用、これらよっての変動でございませう。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませうか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 13ページの森のようちえん支援事業補助金の減額ですけども、制度が変わって事業主体への直接補助となったということで、もう少し詳しく説明をお願いいたしませう。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 平成27年度から直接事業主、事業主体へ補助されることになったものであります。従前は町に県の補助金が入りまして、町から事業主体に補助しておりましたが、これが県から直接事業主体のほうに支払われることになって、今回当初で上げておったものを今補正で落とすということございませう。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） その流れはわかります。わかりますけれども、県から直接補助が約600万減額されました。なので、どこからかプラス600万だったらわかるんですけども、ただ減額されているので、その後のプラス要因というのはないんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 森のようちえんに対しましては、これはもう県から直接森のようちえんに支払われることになりました。従前は、町を介して町から森のようちえんに補助するというものでありますものがもう直接になったわけですから、これはもう補填だとかどうのこうのというような措置をするものではありません。直接の補助でございませう。事業主体に対しての県から直接の補助に変わったという、仕組みの問題であらうかと思ひませう。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませうか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 同じく今の問題に関連してですが、これまで県が補助をするときに、それにあわせて町も補助していくという仕組みが多かったですね。今回、事業主体に直接県が補助するということは、それにあわせて町が補助しなくても今後は県が直接補助という形ができるということなんでしょうか。

ちょっと前の新聞では、ほぼ県の補助金にあわせて100%補助してるのは智頭町ぐらいだと。あとの自治体については温度差があって、いろいろ額が変動してるというニュースを聞いたんですが、極端な例を言うと、これからは事業主体に直接行くときに、町の補助がなくても県はそういう補助をするという仕組みになるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 岸本議員がおっしゃるとおりでございます。町の補助いかなではなくて、直接事業主が申請し、県の補助金として事業主に県から補助が交付されるということでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 15ページのじん芥処理事業です。これが今回新しく多分できる東部広域の施設、そこが可燃物を発電をして売電をするために送電線に接続するのではないかと思うんですが、もう少しそこら辺詳細に聞かせていただけないか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 新しく建設が予定されておりますごみ処理施設ですが、こちらのほうのごみの焼却の熱を利用しまして高効率発電ということですが、こちらのほうのごみの焼却の熱を利用しまして高効率発電ということですが、ボイラーで発電をするという設備を新たに導入して、売電のほうも行うというようなことで予定されておるようであります。以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） その新しく建設する可燃物処理場で売電をしていくということは、今後はそういう事業の運営の経費が売電していくということによって負担が軽くなるという、そういう捉え方でよろしいんでしょうか。こういう送電

線への町が負担する。結果としてそこで売電収入が発生するので、全体の運営費が軽減されるというような仕組み、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 結果的には、そのような結果になるように説明を受けております。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 17ページの商工振興費なのですが、任期の終わった地域おこし協力隊の方が智頭に定着して起業されるということで、大変喜ばしいことだと思うのですが、どなたがどういうことを起業されるんでしょう。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 山形の協力隊でございました勢登さんが3月で終わりました。それに伴いまして、新しく智頭町内で企業を起こすということで、私どものほうに起業の計画書が出てまいりました。1年以内に起業申請すれば同じような補助がいただけるということで、現在それを審査して、ふさわしいということでこの補正予算にさせていただいております。

内容についてはいろいろございまして、ちょっと細かいことは説明しにくいんですが、智頭町に根をおろしていろんなこともやるということでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、土木費から教育費の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。質疑はありますか。

6番、谷口雅人議員。

○6番（谷口雅人） ちょっと聞き漏らしまして、16ページ、親元就農支援、

これ新設だというふうに説明がありましたけども、具体的にどういう状況の中で発生するか。よろしくをお願いします。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 認定農業者をされてる方が町内にいらっしゃるんですけども、その認定農業者の方の親族の方が、今回新たに認定農業者さんがやっ
ていらっしゃる農地なり農業経営なりを引き継ぐというような目的で、親元の自分のお父さんのところで勉強すると。それに伴いまして、いろんな研修をしていくわけなんですけども、それを県のほうの親元就農のこの支援事業を使いまして
2年間実際に研修します。5年後をめどに、その経営を移譲していくというような事業でございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第5、議案第95号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の24ページをごらんください。議案第95号
平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出総額にそれぞれ428万4,000円を追加して、総額を11億1,199万円とするものです。

歳出につきまして、31ページをごらんください。主に保険給付費のうち療養給付費等負担金の確定に伴う国への償還金、また出産育児金、葬祭費につきましても見込み増による増額措置となっております。

財源につきましては、歳入のほうの29ページをごらんください。国庫補助金の財政調整交付金、療養給付費交付金、繰越金等で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第6、議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、予算書の33ページをごらんいただきたいと思います。議案第96号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,613万2,000円としております。

まず、歳出についてですが、39ページをごらんいただきたいと思います。一般管理費につきまして、扶養手当など人件費の調整を行っておりますとともに、中間申告支払額の確定に伴いまして消費税及び地方消費税を54万8,000円増額しております。

歳入につきましては、38ページのとおり一般会計繰入金をもって措置をさせていただいております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第7、議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、予算書の41ページをごらんください。議案第97号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,821万2,000円としております。

歳入ですが、47ページをごらんください。一般管理費につきまして、中間申告支払額の確定に伴う消費税及び地方消費税の増額分としまして、24万円を措置しております。

歳入につきましては、46ページのとおり一般会計繰入金をもって措置をさせていただきます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第8、議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の48ページをごらんいただきたいと思います。議案第98号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,707万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億1,913万円とするものです。

歳出につきましては、55ページからをごらんいただきたいと思います。保険給付費につきましては、実績見込みに伴う項目の組み替えを行っております。

また、介護予防事業では予防教室数を充実するための増額及び介護保険給付費の確定による国、県への償還金を計上しております。

財源につきましては、53ページをごらんください。国、支払基金、県のそれぞれルール分を追加するとともに、主に繰越金で措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第9、議案第99号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いいたします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹）　　そういたしますと、議案書1ページをごらんいただきたいと思います。議案第99号　智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。2ページ、3ページでございます。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、この第9条2項で独自の利用はそれぞれの町で条例を定めるということになっておるため、本町独自の利用事務について新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、まず2ページ、第1条でございます。ここは趣旨としまして、番号法の施行に当たりまして、地方公共団体で個人番号の独自利用事務等必要な事項を定める条例を制定するという趣旨でございます。

第2条の用語につきましては、用語の意義でございます。それぞれ各1号の個人情報から6号の情報提供ネットワークということでそれぞれ説明をしておりますが、第1号につきましては個人情報であって行政機関が保有するもの。

2号の個人番号というのは、そのいわゆるそれぞれの今回割り当てられました個人番号そのものでございます。

3号の特定個人情報と申しますのは、個人番号をその内容に含む個人情報ということです。番号を含む個人情報というものでございます。

4号の特定個人情報ファイルと申しますのは、個人情報のファイルというものでございます。

5号の個人番号理由事務実施者というのは、個人番号利用事務を処理する者及び利用事務の全部または一部の委託を受けた者ということでございます。

6号の情報提供ネットワークシステムとは、情報提供ネットワークシステムのいわゆる電気通信回線で接続した電子情報処理組織というもので、総務大臣が設置して管理するものでございます。

第3条では町の責務ということで、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、地方公共団体の責務を明らかにするものでございます。

それから、第4条、これは個人番号の利用の範囲でございます。個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類を明らかにするとともに、事務処理に必要な限度においてのみ個人番号を利用することができることとするものでございます。具体的には、第1項で個人番号の独自利用を行う事務

の規定、これは3ページの別表のほうに掲げておりますが、インフルエンザの予防接種費用の助成、それから介護保険サービス利用負担額の軽減等の事務、この事務を今回指定しておるものでございます。

これは平成28年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 第4条なんですけれども、ネットでこの条例の案をいろいろな県を見ました。そうしましたところ、利用できるというこの事務に関しましてとっても広範囲にわたっておりました。例えば児童福祉法による子育て短期支援事業であるとか医療費の助成に関する事務及び教育、そのほか幼稚園入園の許可に関する等々たくさんあるわけです。ですけど、本町はこの3ページの枠内でしか今は記載がないんですが、第5条にこの条例の施行に関し必要な事項は別に定めると書いてはあるものの、余りにもこの3ページの事務が少な過ぎて、今後どのようにしていくのかなととても不安が残りますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 今回条例でされましたのは、この事務以外には該当はございません。今お調べになった各市町の他の条例で上がってるものは、私も確認はいたしました。それはその市町が利用しようとするものでありまして、現在本町ではその利用については必要がないというふうに考えておりますし、そもそもこの別表の第1は番号法で個人番号の使用が認められた、いわゆる法定事務というものが示してあります。この事務、市町村に認められる法定事務というものを処理するというので今回しておりますので、今後個人番号を利用しようとする事務が発生した場合にはこの条例の別表をつけ加えていくということで、当面はこの二つの事務で番号を利用するということの捉え方で理解いただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第10、議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いいたします。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書4ページをごらんください。議案第100号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。5ページから10ページまでございます。これは附則の改正をするものでございますが、厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、公務員の年金制度が厚生年金保険に、いわゆる共済年金から厚生年金保険に一元されております。共済組合の組合員であった者に対して行う年金たる補償でありますとか休業補償に係る支給額の調整率、これを厚生年金法の定めによりましてこのたびこの率を改めるために改正をするものです。

附則の第5条中の傷病補償年金でありますとか障害補償年金、それから遺族補償年金及び休業補償、このものに係る率を改正をするものでございます。これは公布の日から施行して、本年10月1日から適用するというものでございます。以上でございます。

- 議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第11、議案第101号 智頭町税条例等の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） そうしましたら、議案の11ページをごらんください。議案第101号 智頭町税条例等の一部改正についてでございます。

はぐっていただきまして、12ページから15ページまでが関係するところでございます。また、議案説明資料につきましては、2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、住民の福祉増進に寄与する特定非営利活動法人への寄附につきましては、個人住民税に寄附金控除の対象とするためには条例での個別指定が必要であります。

このたび、特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間になされた寄附金が鳥取県税条例において指定されましたので、議案12ページの条例第34条の7のとおり、智頭町におきましても地方税法第314条の7第1項第4号に規定されます個人住民税の寄附金控除の対象として指定するものであります。

次に、地方税法施行規則等の一部改正に伴うものにつきましては、改正されました番号法の規定に伴いまして、字句等を規定に合わせて所要の整備を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 鴨水館さんですが、こちらは平成27年5月12日に仮認定NPO法人となっており、条例で定めなくとも寄附をした場合、所得税及び住民税が控除される団体になっておりますが、これは条例改正してまでも必要でしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 地方税法、所得税法ですか、そちらのほうに規定されております第4号、法の先ほど申しました314条第7第1項第4号、3号であれば規定する法人であれば条例指定の必要はないんですが、この法人については第4号に規定する、つまり条例で個別指定をしないと地方税の寄附金控除の対象にはならない法人ということで分類されておりますので、このたび条例指定をするというものでございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 同じくその鴨水館に関してですが、この条例を定めて寄附ができるようにということですがけれども、これは県内全ての市町村で寄附するよなものなのか、それとも智頭町の住民がお世話になるのでそれに対する出費というようなこと、現在なくてもそういうことがあったときに備えてという意味な

のか、その辺のところはどんなでしょう。

○議長（酒本敏興） 税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 団体に対する寄附というものは、例えば智頭町のお子さん方が利用されるので対象になるというものではなく、その団体の活動なり目的なりに賛同された方がその団体の活動の助成のために寄附されるものであって、その寄附に対して所得税なり地方税の寄附金控除の対象にするというものでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第12、議案第102号 字の区域の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書16ページ、そして議案説明資料は2ページをごらんください。

議案第102号 字の区域の変更についてでございます。こちらは本町内の字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的な内容としましては、平成26年6月から9月に実施した地籍調査事業大字奥本地内の一部、計画面積0.19平方キロの一筆地調査を実施した成果による変更でございます。

具体的な変更については、議案書の18ページに1番から12番までで示しておりでございます。

なお、変更の日につきましては、国土調査法の規定による認証の日を予定しております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、日程第13、議案第103号 字の区域の変更についてを議題とし

ます。

議案の補足説明をお願いします。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 同じく議案書19ページ、説明資料の3ページを
ごらんください。

議案第103号 字の区域の変更についてでございます。こちらも議案102
号と同様に、本町内の字の区域を変更することについて議会の議決を求めるもの
でございます。

説明資料3ページの概要ですけれども、平成26年6月から8月に実施した地籍
調査事業、大字芦津地区の一部、計画面積8.04平方キロメートルの一筆調査
を実施した成果によるものでございます。

具体的に変更後の字につきましては、議案書の21ページに示すとおりでござ
います。

なお、変更の日につきましては、国土調査法の規定による認証の日を予定して
おります。以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14．陳情について

○議長（酒本敏興） 日程第14、陳情についてを議題とします。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳
情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月12日から12月17日までの6日間を休会と
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。よって、12月12日から12月1
7日までの6日間を休会とすることに決定しました。

来る12月11日は、午前9時から本会議を開き一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

また、12月18日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年12月10日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男